

モバイル接続料の適正性向上について(方針整理)

令和3年6月15日

事 務 局

検討の経緯

- 現在、データ接続料の算定に当たっては、原価となる「設備管理運営費」、利潤算定に用いるレートベースの太宗を占める「正味固定資産価額」及び「需要」について、それぞれ、合理的な将来の予測を行うこととしている。この将来予測の算定方法については、事業者自身に委ねられているところ、算定方法を検証し、適正な算定方法となっているか、MVNOにとって予見性確保に資するものであるのかについて検証が重要となる。
- 接続料研究会第四次報告書における検討を受け、MVNOガイドラインにおいて、「原則として、全ての算定区分について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる」旨の記載を追記する改正が行われた。また省令様式において、「予測値の算定において用いた過去の実績値及び予測対象年度における見込み(接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものについては、具体的な値を含む。)並びに具体的な計算式」を求める旨の改正が行われ、MVNOへの情報開示の観点から、省令告示においても「予測(過去の実績及び予測対象年度における見込みを含む。)に用いた算定方法(計算式等具体的な考え方を含む。)に関する情報」を開示することと改正された。
- 上記を踏まえ、昨年度届出のあった接続料に関し、予測の算定方法について、各社の提出内容を比較・確認した結果、以下の点が確認された。
 - 予測値の算定において、予測が困難である、現時点での利用可能な将来に関する具体的なデータがない等の理由を挙げて、原価の費用区分の一部や正味固定資産の資産区分の一部において、見込みを用いていない事業者があり、それにより、算定される予測値の水準に一定の影響が見込まれる。
 - 予測の算定方法について、具体的な計算式はないとする事業者があり、また接続料に影響を与える基礎的な項目の具体的な数値について、事業者によってその提出する粒度は大きく異なる。
 - 各社の算定方法について、共通する考え方がある一方で、異なる算定方法を採用している事業者もある。
 - 昨年届出された接続料と今年届出された接続料について、一定以上の差異が見受けられるが、各社の説明においては、これまでの取組の延長線上にあるもの(例:効率化の影響等)、昨年度における社会経済状況の変化(例:5G普及の状況、新型コロナウイルス感染症の影響等)を踏まえたものと説明されている。
 - 算定方法に関し、MVNOに開示される情報は算定根拠を基本としたものと説明されている。
- 本結果を受けて、以下の論点について、議論を行った。
 - 予測値の算定において、見込みを用いないものがある点について、将来原価方式を採用している観点から見込みを適切に反映することが求められていることに照らし、どう考えるか。
 - 届け出られた計算式や算定に大きな影響を与えうる基礎的な数値に関し、存否や粒度に大きなばらつきがあることについて、算定方法を客観的に検証することが重要であることに照らし、どう考えるか。
 - 各社の算定方法の差異について、制度の公平性・中立性の観点から、事業者間の差異をできるだけ解消していく必要があることに照らし、どう考えるか。
 - 昨年届出された接続料と今年届出された接続料の差異について、予見可能性を高める観点から、合理的な説明がなされているか。
 - MVNOに開示される算定方法に関する情報について、MVNOの事業運営における予見可能性を確保する上で十分と考えるか。

意見(事業者)

(見込みの反映について)

- 算定区分の全てにおいて予測対象年度の見込みを反映し、算定方法の適正性向上に努めた。(NTTドコモ)
- 当社は算定時にすべての費目について予測対象年度における見込みを反映している。(ソフトバンク)

(算定方法の検証可能性について)

- 算定方法は予測時点の最新の見込みを用いたものに変更。人件費・経費といった全社レベルでの費用の低減目標を用いて、各費用項目に適切に分計し、減価償却費・通信設備使用料等については適切に反映している。(NTTドコモ)
- 算定方法について具体的な計算式を記載しており、十分検証が可能なもの。(KDDI)
- 省令を踏まえ、予測対象年度における接続料に大きな影響を与え得る基礎的なものの具体的な値並びに当該予測値の具体的な計算式を各項目について記載しているため、十分検証が可能なもの。(ソフトバンク)

(算定方法の各社の差異と適正性の評価について)

- 予測の算定方法について、適正性の観点からは、各社同一の算定方法とするのが望ましい。しかしながら、資産や費用の構成、各コストのコントロールおよび管理は、各社の戦略・方針に基づくものであり、それぞれ異なるものと想定されることから、すべての算定を同一とすることは実現可能性が低い。予測の算定の精緻化に向けて重視すべきは、各社の戦略・方針に基づくコストや需要等が各算定区分に適切に反映されることであることから、算定の方法の差異の有無ではなく各社の状況を踏まえた適正性の評価を実施すべき。なお、予測可能性の観点については、算定方法の継続性についても配慮することが必要。(NTTドコモ)
- ネットワーク構成、設備の構築方法、費用や資産の構成、会計処理の方法、費用・固定資産の管理方法、抽出可能なデータの粒度、データ取得の可否などの状況は各社異なるため、画一的な算定方法等を適用すると、各事業者の事情を適切に反映できず、結果として精緻な算定とならない可能性もあることから算定方法等の統一化については慎重な議論が必要。予測接続料の適正性については、実績との比較が重要であり、まずは少なくとも将来原価の初年度である20年度の実績を確認し、課題がある場合には必要な検討を行うべき。(KDDI)
- 各社の算定方法が異なる場合は、各社の考えや固有の事情を考慮した結果であると想定されるため、特段問題はなく、差異をなくす必要はない。むしろ、特定の手法に全社を合わせると各社の事情を反映できず、却って予測の精緻化に寄与しない恐れがある。(ソフトバンク)

意見(事業者)

(2019年度の届出との差異の要因について)

- 接続料研究会第四次報告書を踏まえ、算定時点における最新の経営的な視点を織り込んだ見込みを全ての算定区分で用いる方法に変更したことが要因。(NTTドコモ)
- データ取得する対象年度が異なることや、2019年度末に届出した際には想定されていなかった事象(新料金プランの導入等)を踏まえてコストや需要を見直したことが要因。予測値は、その都度最新の状況を踏まえて再算定するものであり、結果として差異が生じることについてはやむを得ないものである。(KDDI)
- コロナの影響等で昨年度予測時よりもトラヒックが増加傾向にあることや利用者の最新の利用実績を踏まえ、設備計画を見直したことが主な要因。(ソフトバンク)

(MVNOへの情報開示)

- 総務省に提示した算定根拠資料の「予測値の算定方法」をそのまま提示しており、十分な情報開示を行っている。(NTTドコモ)
- MVNOから請求があった場合は基本的には算定根拠の記載内容を基に情報開示している(する予定)。(KDDI、ソフトバンク)
- 一部のMVNOから「総務省告示(平成28年第107号)に示されているような具体的な算定方法(計算式等)がなく、情報開示が不十分な状況」「現在の開示情報だけでは、MVNO自らの努力でもって予想するのは難しい」との声がある。(MVNO委員会)
- 今後さらにMNOにおいて5Gサービスに関する設備投資が進むことや、ウィズコロナ、ポストコロナにおけるトラフィック増等が考えられるなか、接続料への影響が大きい可能性もあるため、こうした変動要素を含めて、情報開示内容の充実に向けて検証を進めて頂くよう要望。(MVNO委員会)
- MNOによるMVNOへの情報開示については、現在の開示情報だけでは、MVNO自らの努力でもって予想するのは難しい等の声があることから、MNO各社にはMVNOの予見性向上につながる具体的な情報を積極的・能動的に開示頂きたい。また、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う不測の事態に限らず、平時であっても、接続料について予測算定時と状況変化が生じた場合には、MVNOでは検知が困難であることから、MNOからMVNOに対して適時かつ具体的に情報提供、情報開示がなされる必要がある。(MVNO委員会)

意見(構成員)

- 予見可能性、適正性、透明性の確保が重要。その意味で、ひとつ予測値がきちっと作られているか、これから精査していく必要があり、初めからきちっと当たるものではないから、毎年きちっと見直しながらいいものを作っていきましょうということで、各社、ここは協力をいただける、情報も提供いただけると言っていたと思うので、これから検証をしっかりと進めていくべき。
- 昨年度との差異について、何が違ってこういう数字の違いがインプットデータや計算式の中身が違って出てきたかをきちっと検証する必要がある。NTTドコモが出した資料を見ると、インプットデータなり、事業計画に基づいた数字をきちっと使って、各項目ごとに人件費なり、構成も分けてきちっと説明できるように改善しましたということなので、そういう意味では、他社もそうなんですけど、初めのものと今回のものでどういうところに課題があって、インプットデータなのか計算式なのか、それをどう今回変えて、新しいものを出してきたというのを、我々は理解する必要がある。
- 予測する場合には、例えば、個社の事情を入れた推計には、推計式を用い、個々の企業者のパラメーターを推計し、代入すると考えられる。考えとして、予測の方程式のようなものが1本あって、それをベースにして個社で違うものは個社のデータを入れていって、そして正確な予測をしていくという考えを前から持っているので、計算式とか、厳密にアカデミックに言ったら推計式というものを前提に、そこにどういう個社の違いを入れていくかを考えるのが正しいやり方と思う。

方向性

(見込みの反映について)

- 予測対象年度における見込みの反映については、MVNOガイドラインにおいて「原則として、設備管理運営費及び正味固定資産価額の全ての算定区分並びに需要の予測値について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる」としているものの、検証の結果、算定区分の一部に見込みを用いていない事業者が存在することが判明した。当該事業者は、予測値を用いていない理由として、用いるべきデータが存在しないことを挙げているものの、算定に当たっては、直接的なデータを用いずとも関連する見込みのデータを参照する等により、可能な限り見込みの反映を行うべきであり、見込みを用いない場合と見込みを用いる場合と比較した上で、確実に見込みを用いない場合が算定の適正性に資するときのみ見込みを用いないこととすることが適当ではないか。

(算定方法の検証可能性について)

- 届け出られた内容について、その存否や粒度に大きなばらつきがあることについて、各社の算定方法が異なることによる一定程度のばらつきは生じ得るものの、今後客観的な検証を進める上で、各社の算定方法を比較可能とすることが望ましい。そのため、算定方法が比較可能となるよう、総務省において一定のフォーマットを提示する等を行うことが適当ではないか。

(算定方法の差異と検証について)

- 各社の算定方法の差異及びその統一化について、事業者からは各社の費用や資産の構成が異なるため、統一化は慎重な議論が必要との旨が示されている。まずは、算定方法における各社固有の事情があるか否かを確認するため、総務省において事業者からデータを収集する等して算定方法の精緻な聞き取りを進めることが適当ではないか。

(昨年度との差異について)

- 昨年度との差異については、各社より説明が提示されているが、MVNOの予見性に影響を与えるものであることから、その差異が生じた原因を詳細(例:計算式を変更した、入力値が昨年度と比較して〇%上昇した)に総務省に報告することが適当ではないか。

(MVNOへの情報開示)

- MVNOへの情報開示について、現在の開示情報だけではMVNO自らの努力で予想することは難しい等の意見があることから、MVNOへの適切な情報開示がなされているか、引き続き総務省において注視し、必要に応じて情報開示の在り方を検討することが適当ではないか。

検討の経緯

- **3ステップを経て抽出される原価において、従来、ステップ1については、接続会計規則に配賦の基準が示されているとともに、二種指定事業者において配賦の基準を記載した配賦整理表を作成・提出することとされていた。**
- また、接続料研究会第四次報告書では、「控除すべきものを控除していないケースが特定された場合は、控除するよう調整を行う」「必要に応じて、MVNOガイドラインに記載されているステップ2及びステップ3における抽出・配賦の考え方の明確化を図ることが適当」等とされている。
- **配賦の考え方や詳細な実態が不明確との指摘を受けていた、ステップ2、ステップ3について、接続料研究会での議論を経て、算定根拠において、配賦・抽出の状況を確認するための様式が追加された。**
- 上記を踏まえ、昨年度届出のあった接続料に関し、ステップ2、ステップ3の抽出状況について各社の提出内容を比較・確認した結果、以下の点が確認された。
 - ー **各社において、抽出の方法が大きく異なる。**同一の内容と思われる費用が、ある事業者では直課又はステップ2で控除され、ある事業者では配賦又はステップ3で控除される、同じ費用区分における直課・配賦の割合が異なる等の例が見られる。
 - ー 各社が記載する具体的な費用の内容について、ある事業者が記載する費用が他の事業者では記載されていないケースも見られ、ある事業者が控除している費用が他の事業者では控除されていない可能性があるが、**どのような根拠で直課/配賦それぞれによる控除を行っているのか不透明な部分がある。**
 - ー 現在GLで規定される控除すべき費目についての**控除方法も各社差異があり、また、GLで規定されない控除費用も一定程度存在する。**更に配賦基準について、**同一の費用区分における配賦基準又はその算定方法が異なるものがある。**
- 本結果を受けて、以下の論点について、議論を行った。
 - ー **各社において原価の抽出方法が大きく異なっている点について、適切に控除が行われていない場合、算定の適正性が確保されないおそれがある点に照らし、どう考えるか。**とりわけ、設備に関する費用(減価償却費、施設保全費等)は、原価の大宗を占めており、算定の精緻化を不断に図っていくことが重要ではないか。
 - ー 原価算定の現状をより正確に把握するため、例えば、**各社の算定根拠等について更に詳細な情報提供を求めた上で、総務省において所要の検証を行っていくことについて、どう考えるか。**特に、設備に係る費用に大きく影響する固定資産の配賦状況については、原価に加え、利潤の元となるレートベースに係る検証を精緻化する観点から、詳細な状況の把握が必要ではないか。
 - ー さらに、**算定に係るルールを明確化するため、例えば、GLにおいて、直課や配賦の項目について総務省が一定の解釈を示す等、ルールの統一を図っていくべきではないか。**その際、ルールに基づく調査の結果を踏まえ、例示項目を充実させる等、算定の精緻化に向けたサイクルを回していくべきではないか。

意見(事業者)

(直課と配賦の考え方の整理等の統ルール化について)

- MNO3 社で事業戦略や業務運営方針が異なるように、資産や費用の構成も異なります。仮に、費用控除等に統ルールを導入する場合、各社の戦略・方針に基づくコストが接続料原価に適切に反映されず、コスト回収漏れ等の問題が生じる恐れがあるため、慎重な議論が必要。(NTTドコモ)
- 控除方法について、直課もしくは配賦のいずれかを決定する要因としては、同じ設備を用いているか否かではなく、各社のコストのコントロールおよび管理の違いによるもの。直課で控除できるものは直課、直課で控除できないものは適切な配賦基準で配賦することを原則としつつ、同じ設備で配賦する場合の配賦方法については、各社で統一の方法が取り得るかを議論することが適当。(NTTドコモ)
- ネットワーク構成、設備の構築方法、費用や資産の構成、会計処理の方法、費用・固定資産の管理方法、抽出可能なデータの粒度、データ取得の可否等の状況は各社異なるため、画一的な算定方法等を適用するとすると、各事業者の事情を適切に反映できず、結果として精緻な算定とならない可能性もあることから算定方法等の統一化については慎重な議論が必要。(KDDI)
- 仮に各社で差異がある場合でも、各社の抽出の会計処理やシステムの制約によるものも想定され、直ちにルールの統一化を図る必要はない。(ソフトバンク)
- 各社の算定において直課の項目が大きく異なっているのであれば、まずは直課の項目の考え方について整理を図る必要がある。(NTTドコモ)
- 現状においても様式等により、十分に検証可能な状態になっている認識のため、統一的な例示は不要。(ソフトバンク)

(GLの例示の記載を更新するサイクルについて)

- 年度ごとに算定方法を変えることになるおそれもあることから、算定方法の適正性の観点から慎重な議論が必要と(KDDI)
- 合理的な範囲内で例示を見直すことについては否定しないが、会計における継続性の観点や、MNO・MVNOにおける予見性確保の観点から望ましくない。(ソフトバンク)

(固定資産の配賦状況の詳細な報告について)

- 現在の省令に基づき、適切に報告している。(NTTドコモ)
- 新たなデータ提出は相応のコストとリソースを要し、過度に算定コストを高めるものであるとともに、規制コストの増加を招くおそれがある。データの必要性については、これまで提出している算定根拠について十分検証、評価したうえで議論、検討をすべき。(KDDI)
- 現状においても様式にて帰属明細を出しており、まずは現状行っている検証に大きな問題が生じているか議論すべき。(ソフトバンク)

意見(構成員)

- 計算そのものに関する細かい統一ルールは必要ないのではないか。同じように見える費目が配賦と直課が各社で随分違う点については、原価計算対象をどのように取るかということの方針の違いであり、また、同じ勘定科目だが、各社で実態が違っても考えられる。原価の原則というのは実態に合った写像というのが大事であり、直課するか、配賦するかのルールというのはリストを提出することになっておりますので、そのところは各社の実態に任せていいのではないか。かえって統一ルールをやることで、各社の経営効率化の邪魔になるようなことになったら元も子もない。
- 継続性というのは維持してもらう必要があり、ある時に都合悪くなってきたから会計のやり方をがらっと変えることは困る。継続性の原則を守っていただかないといけないということであれば、継続性を担保するためのルールは何かしら必要。
- 市場を流動化しようと政策を進めているという状況を考えると、最終サービスに大きな違いがない中で、各社の独自性を尊重する結果として、計算方式の違いによる結果の差が起きることについては、あまり望ましいことではないのではないか。
- ステップ2、ステップ3については、今まで非開示対象として扱ってこなかったということもあって、今回は比較可能性ということを少し前面に押し出して、共通ルールの設定ということを検討依頼しているということを見ると、各社の独自性ということについて意見合せをした上で、どの順番で費目を抜いていくのか、どの項目で配賦を行って、どの項目について直課を行うかということについては、ある一定の、細部についてまでということではなくにしても、比較可能性を保てるような水準を維持するという意味では、統一ルールを求められてしかるべき。
- 予測値を最終的に合っているかどうかを含めて、実際の接続料と比べるので、実際の接続料が適正であるか、透明性が確保されているかというのは大事。
- 提出されたデータについて、ざっと見て分からないところが多過ぎて、かなりブラックボックスになっているように思っている。透明性確保も含めて、あるいは適正性をより確実に理解することを含めて、中身を見ていく必要がある。統一ルールといったときに、全く同じルールをみんなにかぶせるということじゃなくて、統一すべきところがある程度ある可能性があり、独立性、独自性の大事さもあるけれども、そこがきちっと理解できてないと恣意性にもつながる。実態に鑑み、配賦率1つでも、実際何で何を割ってどのように使ってきているのか、年によって変わっているのか、まず中身を見て問題のあるところ、ないところを精査する必要がある。全く同じ統一ルールを課すということではないかもしれないが、ある程度統一できる部分があるのではないか。
- 減価償却費、あるいは固定資産除却費、それから施設保全費といった大項目が費用の大宗を占めているというモバイルビジネスの現状を考えると、今後、料金の適正性、あるいは透明性等を高めていく中で、冗長設備、予備設備を含めた事業効率全体としての非効率性の確認及び排除ということを分析の中に入れていくことが求められていくのではないかと。

方向性

- 今年2月に行った制度整備により、ステップ2、3の抽出方法について、一定の明確化が図られた結果、その抽出方法が各社で大きく異なっていることが判明した。この点、抽出の方法を統一化することについては、各社の費用や資産の構成、会計処理やシステムの制約が異なるため、コスト等を踏まえれば慎重な議論が必要との意見が示されている。他方で、本来控除すべき費用が適切に控除が行われないような場合には、接続料が過大に見積もられる等、算定の適正性が確保されないおそれがある。
- 以上を踏まえ、現時点で、各社の抽出方法の統一化を志向するのではなく、まずは、各社が適正な基準により抽出作業を行うことができ、そのプロセスを総務省が客観的に検証できるようになることが望ましい。このことから、各社の配賦・抽出状況について、ガイドラインに記載されているような費用の粒度で、当該費用の提出範囲としてより広範なものを総務省に提出を求めるとともに、配賦基準については抽出における重要な要素であることから、その算定方法の詳細及び具体的な値について、算定根拠等を通じて総務省へ提出を求めることが適当ではないか。その上で、総務省において、各社の抽出プロセスや背景となる考え方を精査・検証し、必要な助言等につなげていくことが求められるのではないか。
- また、原価の大宗を占める設備に関する費用については、各社の事情を考慮するため、固定資産の状況含め実際の設備に関連付けた説明を求めることが必要ではないか。
- 今後は、その検証の結果、算定の適正性が確保されないおそれがある場合には、例えば、ガイドラインにおいて、直課や配賦に関する基準の明確化を図る等、所要のルール化を検討することが適当ではないか。

検討の経緯

- β の算定方法について、「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」(2016年報告書公表)において、検討が行われ、「移動電気通信事業に係るリスク」の適切な算定方法、「財務状況に係るリスク」の適切な算定方法、株価 β 算出のための株価の計測期間等について検討。検討の結果を踏まえ、省令整備が行われた。
- 同ワーキングチームでは、以下の3案を検討。
 - ・案1: 移動通信事業の比率が最も高い事業者の株価 β (株価から直接算定した β をいう。以下同じ。)を元にアンレバー・リレバーした β を用いる。
 - ・案2: 各事業者の資本調達コストを基本とし、上場企業の場合は自社の株価 β 、非上場の場合は親会社の株価 β を元にアンレバー・リレバーした β を用いる。
 - ・案3: 複数の移動通信事業者のアンレバード β を加重平均したものをリレバーする。
- NTTドコモの営業収益に占める移動通信事業の割合は約80%であると推定できることから、NTTドコモの株価 β が最も「移動電気通信事業に係るリスク」を反映していると考えられることから、NTTドコモの株価 β を基準とした案1を採用。
- 同ワーキングチーム報告書では、3年後を目途に見直しを行っていくこととしている。
- 2020年度における上場各社の移動電気通信事業の割合は、NTTの移動通信事業は34%、KDDIIは、40~50%程度(au総合ARPA収入、ビジネスセグメントから推定)、ソフトバンクは38%(コンシューマ及びビジネスのモバイル分の合計)となり、いずれの社においても過半数を超えない状況となっているなど、各社において、多角化が更に進展し、移動電気通信事業の比率は低下している。
- こうした状況のもと、 β の算定方法の見直しの検討について、以下の論点について、議論を行った。
 - β を見直すに当たり、前回改定時における考え方を踏襲し、案1、案2、案3のいずれかを考えたとき、①NTTドコモに代わり「移動電気通信事業」を体現する事業者は存在しないと考えられること、②接続料算定に用いられる事業リスクは移動通信事業者間で同じであるべきであることから、「案3」を基本とすることについて、どう考えるか。
 - 案3を基本とする場合、加重平均の対象となるのは、二種指定事業者である3社(非上場社については親会社の株価を代用)とした上で、事業収益により重み付けをすることとしてよいか。ソフトバンク株式会社については、現行の上場形態による株価が2019年度以降しかデータがなく、株価 β の算定期間が3年間確保できないことについてどう考えるか。
 - β 算出のための株価の計測期間及び採録頻度、財務リスクの勘案方法、 β の上限値等その他の事項について、従来の考え方を踏襲してよいか。
 - 新算定方式はいつから開始すべきか。(利潤算定に当たっては、年度末の β を用いて、当該年度の期待自己資本利益率を算定し、更にその3年間の平均を取っているところ、2020年度以降から順次置き換えていくべきか。又は、2019年度以前にさかのぼった上で、新算定方式で数値を置き換えるべきか。)

意見(事業者)

(算定の基本的枠組みについて)

- 前回改定時の議論内容を踏まえ、接続料算定の基本的観点である「適正性確保の観点」から上記の案 1・2・3 に限らず移動電気通信事業に係るリスクを適切に反映できる方法について、本研究会等を通じて慎重に議論すべき。(NTTドコモ)
- 今年度の算定において、当社 β の計測可能期間はこれまでと大きく変わらないことから、引き続き当社 β を用いることとしてはどうか。(NTTドコモ)
- 本来、各事業者の利潤を算定するうえでは各事業者の資本コストを基本として、自社の株価 β を用いることが適当。案1について、上場している二種指定事業者の移動通信事業の比率は相当に低く、他社が採用するほどの根拠は見出し難い。案3について、他社が採用するに足る移動通信事業の比率を持つ事業者が存在しない状況において、それらの複数事業者を束ね計算することで適切性が高まるとは考え難い。NTTドコモの上場廃止によりこれまでの整理の継続ができない状況であり、一部社の上場形態の変更などの環境変化も踏まえれば、本来の考え方に戻すことが自然。(KDDI)
- 移動通信事業に係るリスクの算定が現実的でないことを前提とすると案2、案3が候補となるが、前回のワーキングチームでの議論を踏まえると、各社の事業リスクは同一であるべきという考え方を踏襲すべきであり、少なくとも案2の採用は適切でなく、案3が最も合理性がある。(ソフトバンク)

(SB株価の算定期間について)

- ソフトバンクの β の取得できる期間よりも、当社の上場廃止までの β の方が取得期間が長いことから、移動電気通信事業に係るリスクを適切に反映できる方法の結論が出るまでは当社の β を引き続き用いることが望ましい。(NTTドコモ)
- 3年間の株価データが取得できない期間に関しては、取得可能なデータにおいて代替することが適当。その際は公平性の観点から各社も同様の期間とするべき。(KDDI)
- 算定期間の「3年間の確保」は必要条件とすべきであり、今年度算定に当たっては例外的に親会社の株価 β を用いることもしくは当社のデータを除くことを採用すべき。(ソフトバンク)

(案3で対象とする移動通信事業者及びその重みづけについて)

- 原則としてMN04社を採用すべき。重みづけについては、株価に連動する点から時価総額の方が収益よりも合理的だが、対象とする社の企業規模に著しい差はないことから単純平均を行うことも一定程度の合理性がある。(ソフトバンク)

(株価の計測期間及び採録頻度、財務リスクの勘案方法、 β の上限値等その他の事項の見直しについて)

- 変更する特段の理由はない。(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)

(新算定方式の移行について)

- 旧算定方式が適用できない年度(2020年度実績)から置き換えていくべき。(KDDI、ソフトバンク)

意見(構成員)

- 前回の検討から、5年たったということで、見直しの機運が高まったということに加え、状況が大きく変動していて、各社とも上場の判断を含めた大きな意志決定によって、事業形態が変わっているという大変革の中で、過去3年分を確保するということの難しさを今回、何とか解決しなければいけないということで、ベータの理念的な正解を求めると答えがなくなってしまうという局面。KDDIの案2を支持するという点について、案2はそれなりに説得力がある一方で、ドコモが24.3%という試算を示しながら、これが主要な会社の事業なんだと言うのは、やや強弁に過ぎない印象。案3がベストなソリューションであるかという点、これも妥協の産物ではあるけれども、全体として見たときに、今までの議論の方向性から言うと、各社が統一的な数値を使うという意味で、案3がよろしいのではないか。

方向性

- β の算出において対象となる移動電気通信事業者については、原価等の実績値が発生する基礎事業年度における最新の状況を β の算定に反映させるため、その基礎事業年度の末日に存在する2種指定事業者(同日にその事業者の株価がない場合には、その親会社)とすることが適当ではないか。この場合、今年度の対象となる移動電気通信事業者は、NTT持株、KDDI、ソフトバンクの3社となる。
- 案1については、上記3社の移動電気通信事業比率を考慮すると、いずれも移動電気通信事業を体現する者とは言えないことから、案1を採用することは困難であり、案2及び案3については、構成員の意見を踏まえ、移動電気通信に係るリスクは各社において大きく異なることはないこと、仮に1社特有かつ移動電気通信事業との関連が低いリスクが存在する場合、案2を採用すると当該リスクがその社の β に反映されることとなるが、これは同社の経営戦略等に大きく左右されるものである一方、案3を採用すると当該リスクを平準化することが可能となり、安定的な β の運用やMVNOの予見可能性等に資することから、案3を採用することとしてはどうか。
- 案3の採用に当たり、ソフトバンクの株価が、2020年度実績の算定では、2021年3月から遡って2018年12月までの2年3月程度しか採録できず、 β 本来の採録期間である3年に満たないことがあるが、そもそも採録期間は、 β の安定性を確保するために3年としているところ、同社の株価が存在しないことにより採録できない場合には、その採録できる期間を暫定的に採録期間とすることが適当ではないか。この場合において、同社から上場直後の株価については変動が大きく移動電気通信に係るリスクを適切に反映できないという意見を踏まえ、今年度の2020年度実績の算定については2021年3月から遡っての2年間を暫定的な採録期間とすることが適当ではないか※。
 - ※ なお、代替的に親会社の β を使用する案や2社の β のみ使用する案が事業者から示されているが、移動電気通信事業の状況をより反映するためには、2種指定事業者3社の株価を使用することが望ましく、また採録期間が3年に満たない状況は2020年度実績の算定時のみの状況であることから、ソフトバンクの株価を暫定的に2年間採録するものである。
- また、案3における加重平均の重み付けについては、事業者からの意見を踏まえ、時価総額で重み付けを行うこととしてはどうか。
- その他、株価の採録頻度、財務リスクの勘案方法、 β の上限値等の事項については、特段見直しを要する意見がなかったことから、従来の考え方を踏襲することとしてはどうか。
- 新算定方式の置換えについては、事業者からの意見を踏まえ、旧算定方式が適用できない年度(2020年度実績の算定)から置き換えていくこととしてはどうか。

検討の経緯

- 需要の算定方法については、接続料の算定根拠として推計値及び算定方法の概要のみが記載されており、具体的な推計の手法等は明確化されていない。
 - (MVNOガイドライン)「二種接続料規則第11条第2項では、「需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。」とされており、同令第13条第1項第1号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。
- 他方、本研究会において、MNOの新たな「新料金プラン」に関する費用構造分析(いわゆるスタックテスト)を行ったところ、結果を左右する要素の一つとして、MNOによる実質的な需要の見積もりが、名目上の需要と一致していないこと等が挙げられたところであり、MVNOに十分な予見可能性が確保されているとは言いがたい。現に、テスト結果を踏まえ、総務省がMNO各社に対して需要の精緻化を要請したところ、接続料の更なる低廉化につながる形で、需要見積もりが見直された。
- 今回、各社への需要の考え方を書面質問により聞き取った結果、その回答を比較すると、需要と交換機のキャパシティの差分や実トラヒックと需要の関係についての考えが異なっている等、各社の需要の定義が異なる可能性がある。
- さらに、冗長設備や予備設備については、各社それぞれの考えのもと需要の算定にあたり考慮しているが、これまでその取扱いについては、十分な整理がされていない。
- こうした状況のもと、需要の算定方法の精緻化について、以下の論点について、議論を行った。
 - ー 各社において需要の算定方法や予測方法等が大きく異なっていることについて、接続料の適正性の観点から、どう考えるか。
 - ー 算定の精緻化を図るため、例えば、各社の算定根拠や実トラヒック等について、毎年度、詳細な情報提供を求めた上で、総務省において所要の検証を行っていくことについて、どう考えるか。
 - ー とりわけ、MVNOの予見可能性を確保する観点から、「MNOが直面する需要」(実際の設備や利用状況を踏まえたもの)と、「MVNOが直面する需要」(接続料の課金基準となるもの)が同等のものとなっているかについて、接続料水準の適正化を図る上で、検証が重要ではないか。
 - ー さらに、算定に関するルールを明確化するため、例えば、冗長設備や予備設備の取扱いを含めた需要算定の考え方についてGL上明記する等、考え方の統一を図るとともに、上記検証の結果も踏まえ、算定の精緻化に向けたサイクルを継続的に行っていくことについてどう考えるか。

意見(事業者)

(MVNO予見可能性も踏まえ、需要に対する考え方の統一を図っていくことについて)

- MVNOの予見性を向上させるためには、考え方の統一よりも、MVNOが直接的に予見性向上につながる取り組みを検討すべきであり、これらの取り組みについては、事業者間協議を通じて検討を進めていくべき。(NTTドコモ)
- 需要の考え方について整理する場合、各社によってネットワークの構成や設備の運用ポリシー等が異なる点に十分留意することが必要。(KDDI)
- MVNOにとっての予測可能性は現在の制度で十分確保されている。需要の基本的な考え方自体はMVNOとMNOで相違はない。(ソフトバンク)

(MNO・MVNOの需要の同等性について)

- 当社の需要とMVNOの需要は、同等箇所の設備帯域を取得しているため、公平性は担保されている。(NTTドコモ)
- 当社の需要は、実トラヒックに対し、需要予測の不確実性や設備増設に係るリードタイム、設備増設遅延のリスク等を踏まえて設定しており、実質的な上限をもって運用しているもののため、MVNOとの接続における帯域と同様の扱い。(KDDI)
- MVNO契約帯域はトラフィック制限値であり、MNOの需要と同じ下り方向(上下いずれか大きい方)の値であり、同等の扱い。(ソフトバンク)
- 現状の「MVNOが直面する需要」は時間帯によらず一定ではありますが、「MNOが直面する需要」が時間帯によって変動しているなかでの平均値等を採用している場合は、利用者へのサービス面(速度品質や原価等)では、MNOとMVNO間でのイコールフットイングが確保されない要因となっている可能性があるとも考えられるので、こうした観点からの検証を要望。(MVNO委員会)

(設備の冗長や予備に該当するものの扱いについて)

- 災害等により基地局や伝送路等が使えなくなった場合、冗長設備・予備設備があることでMVNOは通信を継続することが可能であるため、MVNOは便益を享受しており、これらの設備については接続料原価に算入している。他方、これらの設備に定常的に通信を行っているものではないことから、需要には算入していない。(NTTドコモ)
- 社会インフラを支えユーザに安定したネットワークを提供するためには冗長設備は欠かせないものであり、それを含めてネットワークを構築。そのため、接続料原価には算入すべき。他方、需要に関しては、現状冗長分は算入していない。(KDDI)
- ネットワークの統計多重効果およびモビリティといった移動体通信ネットワークの特性に起因するもの、並びに輻輳対策および物理的・経済的な最低設置単位にも起因するものは、障害時などにおけるネットワークの安定稼働に寄与するといった便益をMVNOユーザも享受するものであることから、原価・利潤に含めるべき。他方、需要における冗長・予備については、障害時にあくまで通常のトラヒックを捌くために用いられるものであり、冗長・予備があることで通常時あるいは障害時における総トラヒックが増えるものではないため、需要に含めるべきではない。(ソフトバンク)

(需要の算定根拠の詳細の提出について)

- 詳細なデータについてはサービス戦略等に係る経営上極めて重要な情報であるため提出は困難。(KDDI、ソフトバンク)

意見(事業者)

(実トラヒックの報告について)

- 実トラヒックは四半期に一度総務省に報告させていただいている認識。(NTTドコモ、ソフトバンク)
- 経営上の機密にあたることから算定上の規律におけるデータ提供については慎重な議論が必要。(KDDI)
- 実トラヒック及びそれを元にした予測から設備増強等を行っていることは事実だが、例えば、実トラヒックと需要との間での伸び率の差分を検証することを目的とするならば、その差分は各社のNWポリシーのもと、通常生じ得るものであり、その差分自体は問題ではない。(ソフトバンク)

(需要の検証について)

- 当社は需要の予測について、見込みをそのまま用いていることから検証は適さない。(NTTドコモ)
- 需要の予測算定に使用するトラヒック予測は、ユーザビヘイビア・社会情勢や技術革新等により都度更新されるものであることから、詳細根拠データを検証することで精緻化が図れるものではない。(ソフトバンク)
- 需要の考え方に関しては、前提として、MNOにおいて、能率的な経営が行われているか、即ち、MNOにおけるネットワークのデータ伝送容量(キャパシティ)が過大なものとなっていないかについて、MNOそれぞれの実態(例えば、MNOの実需要とMVNOの契約帯域との合計がネットワークの伝送容量に占める割合等)を、時系列を追って確認のうえ、その妥当性を検証いただくことがまずは必要。(MVNO委員会)
- 次に、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」において「需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量である」と示されていることを踏まえ、MNOの需要について、その考え方や算定方法等の合理性についてMNOからヒアリングを行い、その適正性について、引き続き検証を行うことを要望。(MVNO委員会)

意見(構成員)

- 現状では、常にトラフィックがすさまじい勢いで伸びているという状況で、設備容量を確保するための設備投資を、いかにコストを抑えながら設備容量を確保するかということを実業計画を通じて実施していると思われるので、各社とも非効率性なんて言っている暇はないんだというのが実情であると思うが、それにしても、冗長の考え方、あるいは予備率の確保の考え方等について、何らかの確認を入れていくような形で、効率性の排除ということを検討項目の中には入れ込んでいく必要があるのではないか。
- どういう形で需要というものを定義づけて数字を作っているのかも分からないまま、料金適正性を見ていくわけにはいかないのでは、そういったところをきちっと見ていく必要がある。

方向性

- 需要の算定方法については、具体的な推計の手法等が明確化されていないため、各社において需要の算定方法や予測方法等が大きく異なっていた。これについて、各社からはMNOとMVNOとの同等性は確保されている旨の説明があったものの、総務省において、需要の定義や冗長等に関する考え方を含んだ各社の詳細な算定根拠や実トラフィック等について毎年度把握し、所要の検証を行っていくことが適当ではないか。特に、「MNOが直面する需要(実際の設備や利用状況を踏まえたもの)」と「MVNOが直面する需要(接続料の課金基準となるもの)」が同等となっているか否かについて、MVNOの予見可能性やイコールフットイングを確保する観点から、検証を行っていくべきではないか。
- また、冗長設備や予備設備の取扱いについては、これまで十分な整理がなされていなかったものの、検証の結果、各社とも同一の考え方を有していることが判明した。このため、現時点においては、考え方の整理を行う必要性はないものの、MNOとMVNOの契約内容の実態も踏まえ、引き続きその取扱いについて注視していくべきではないか。

接続料の適正化の経緯

2000年 電気通信審議会答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」(12月)

■ 第二種指定電気通信設備制度の創設

- ・接続料等についての接続約款の届出・公表義務導入
- ・接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないと規定

2007年 日本通信からの裁定申請に係る総務大臣裁定(11月)

■ データ接続料(帯域幅単位)の届出開始

2009年 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(10月)

■ 接続料算定方法の整備

- ・原価、利潤、需要による接続料の算定方法をガイドラインとして整備
- ・原価から営業費を除外

■ 接続会計の導入

- ・接続料算定の基礎となる接続会計の整理・公表義務導入

NTTドコモ「接続料の差がありすぎる」



ソフトバンク「接続料水準は同一にならない」

2011年 NTTドコモによるソフトバンクモバイルの接続料の算定根拠の開示に係るあっせん申請(5月)

ソフトバンクモバイルによるNTTドコモの接続料の再精算等に係るあっせん申請(6月)

情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(12月)

■ 第二種指定電気通信設備の指定基準値の引き下げ(25%→10%)

ソフトバンクモバイルの二種指定

2013年 日本通信によるNTTドコモの接続料の算定方式に係る裁定申請(5月)

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(6月)

■ モバイル接続料算定の基本的な観点として、「公平性確保(公平性)」の観点を位置付け

- ・算定上の裁量の幅について適切な検討を加え、可能な限りこれを排除又は狭めていくこと(裁量排除)の必要性を提言

■ 設備区分別算定の導入、利潤の算定方法の統一化

2014年 情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(12月)

■ ガイドラインで規定していた接続料算定方法等の法制化(アンバンドル機能、機能ごとの接続料算定方法)

2016年 「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)

■ 利潤における資本調達コストの算定方法の厳密化・統一化

2019年 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(4月)及び「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(9月)

■ 全国BWA事業者指定に係る制度改正

■ データ伝送交換機能における将来原価方式導入